介護サービス事業所等自己点検票（ユニット型指定短期入所生活介護事業）

令和7年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	1　基本方針 　ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、指定短期入所生活介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	法第73条第1項 都条例第111号第169条	□	□	□
二 人員に関する基準	1　従業員の配置の基準 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとにユニット型指定短期入所生活介護事業の提供に当たる次に掲げる従業者区分に応じた員数となっているか。 ①医師 １人以上配置しているか。	法第74条第1項 施行要領第3の8の4の(1) 都条例第111号第147条第1項、第2項 都規則第141号第31条第1項、第5項、第6項、第7項、第8項 施行要領第3の8の1	□	□	□
	②生活相談員 イ　常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上配置しているか。 ロ　１人は常勤となっているか。 ただし、利用者定員が２０人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。 ハ　社会福祉主事の資格を有する者又はこれに同等以上の能力を有する者となっているか。		□	□	□
	③介護職員又は看護職員 イ　介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員）は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１人以上となっているか。 ロ　介護職員又は看護職員のうち、１人は常勤となっているか。 ただし、利用定員が２０人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。 ハ　看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。		□	□	□
	④栄養士又は管理栄養士 １人以上配置しているか。 ただし、利用定員（都条例149条第1項に規定する利用定員）が４０人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。		□	□	□
	⑤機能訓練指導員 イ　１人以上となっているか。 ロ　日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者をいう。		□	□	□
	⑥調理員その他の従業者 当該事業所の実情に応じた適当数となっているか。		□	□	□
	（２）従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均数により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	都規則第141号第31条第3項	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	２　管理者 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。	都条例第111号第148条第1項、第2項	□	□	□
	（２）管理者は、専ら当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。 　ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができる。		□	□	□
三　設備に関する基準	１　利用定員等 ユニット型指定短期入所生活介護の利用定員は20人以上となっているか。	法第74条第1項 都条例第111号第171条（第149条準用）	□	□	□
	２　設備及び備品等 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物となっているか。 　ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物及び都規則第141号第38条第1項の第2号に定める要件を満たす建物にあっては、建築基準法第２条第９号の３に規定する準耐火建築物とすることができる。	法第74条第2項 都条例第111号第170条第1項 施行要領第3の8の2の(2)	□	□	□
	（２）（１）の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。	都条例第111号第170条第2項 都規則第141号第38条第2項第1号、第2号、第3号			
	①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。		□	□	□
	②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。		□	□	□
	③避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であって、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。		□	□	□
	（３）ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えているか。	都条例第111号第170条第3項			
	①ユニット		□	□	□
	②浴室		□	□	□
	③医務室		□	□	□
	④調理室		□	□	□
	⑤洗濯室又は洗濯場		□	□	□
	⑥汚物処理室		□	□	□
	⑦介護材料室		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三　設備に関する基準	（４）（３）の設備の基準は、次のとおりとなっているか。 ①ユニット イ　居室	都条例第111号第170条第3項、第4項			
	1　１の居室の定員は、１人としているか。 ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。	都条例第111号第170条第4項第1号	□	□	□
	2　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けているか。 また、１つのユニットの利用定員は、原則として１２人以下としているか。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。	都条例第111号第170条第4項第2号	□	□	□
	3　利用者１人当たりの床面積は、10.65㎡以上としているか。	都条例第111号第170条第4項第3号	□	□	□
	4　日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	都条例第111号第170条第4項第4号	□	□	□
	ロ　共同生活室 1　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。	都規則第141号第38条第5項第1号イ(1)	□	□	□
	2　１の共同生活室の床面積は、２㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。	都規則第141号第38条第5項第1号イ(2)(3)	□	□	□
	3　必要な設備及び備品を備えること。		□	□	□
	ハ　洗面設備 1　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	都規則第141号第38条第5項第1号ロ	□	□	□
	2　要介護者が使用するのに適したものとなっているか。		□	□	□
	ニ　便所 1　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。	都規則第141号第38条第5項第1号ハ	□	□	□
	2　要介護者が使用するのに適したものとなっているか。		□	□	□
	②浴室 要介護者が入浴するのに適したものとなっているか。	都規則第141号第38条第5項第12号ニ	□	□	□
	（５）その他の構造設備 ①廊下の幅は、1.5m以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上となっているか。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ※なお、中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。	都条例第111号第170条第5項	□	□	□
	②廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。		□	□	□
	③階段の傾斜を緩やかにしているか。		□	□	□
	④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。		□	□	□
	⑤ユニット又は浴室が２階以上の階にある場合は、１以上の傾斜路を設けているか。 ただしエレベーターを設けるときは、この限りではない。		□	□	□
四　運営に関する基準	1　管理者の責務 （１）管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第111号第180条（第51条第1項、第2項準用）	□	□	□
	（２）管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に、都条例第111号の「第9章第4節　運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四　運営に関する基準	2　運営規程 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④ユニットの数及び各ユニットの利用定員 ⑤指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の送迎の実施地域 （当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。） ⑦指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項	都条例第111号第172条 施行要領第3の8の4の(4)②（第3の8の3の(1)準用）	□	□	□
	3　勤務体制の確保等 （1）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、従業者の勤務の体制を定めているか。	都条例第111号第173条 都規則第141号第40条 施行要領第3の8の4の(5)	□	□	□
	（2）（1）の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の①～③に定める職員配置を行っているか。 ①昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ②夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ③各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。		□	□	□
	（3）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所者生活介護については、この限りでない。		□	□	□
	（4）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第８条第２項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。		□	□	□
	（5）ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めているか。		□	□	□
	（6）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 （職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置）		□	□	□
	4　業務継続計画の策定等 （1）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例第111号第180条（第11条の2準用）	□	□	□
	（2）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。		□	□	□
	（3）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四　運営に関する基準	5　対象者等 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	都条例第111号第180条（第152条第1項、第2項準用）	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。		□	□	□
	6　内容及び手続の説明及び同意 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	都条例第111号第180条（第153条準用） 施行要領第3の8の4の(11)（第3の8の3の(3)）	□	□	□
	（２）都条例第111号第153条第１項は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいが確認しているか。		□	□	□
	7　提供拒否の禁止 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。	都条例第111号第180条（第13条準用）	□	□	□
	8　サービス提供困難時の対応 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例第111号第180条（第14条準用）	□	□	□
	9　受給資格等の確認 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	都条例第111号第180条（第15条第1項、第2項準用）	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、（１）の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。		□	□	□
	10　要介護認定等の申請に係る援助 （１）ユニット指定短期入所生活介護事業者は要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例第111号第180条（第16条第1項、第2項準用）	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四　運営に関する基準	11　心身の状況等の把握 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例第111号第180条（第17条準用）	☐	☐	☐
	12　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際して、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨を説明、居宅介護支援事業者に関する情報を提供その他の法定代理受領サービスの提供に必要な援助を行っているか。	都条例第111号第180条（第19条準用）	☐	☐	☐
	13　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	都条例第111号第180条（第20条準用）	☐	☐	☐
	14　サービスの提供の記録 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	都条例第111号第180条（第23条第1項、第2項準用）	☐	☐	☐
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。		☐	☐	☐
	15　利用料等の受領 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	都条例第111号第174条第1項、第2項、第3項、第4項 都規則第141号第41条第1項、第2項 施行要領第3の8の4の(6)（第3の8の3の(4)準用）	☐	☐	☐
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		☐	☐	☐
	（３）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。 ①　食事の提供に要する費用 ②　滞在に要する費用 ③　利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④　利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⑤　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） ⑥　理美容に要する費用 ⑦　①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費）。		☐	☐	☐
	（４）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。		☐	☐	☐
	（５）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用について、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対して、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しているか。	法第41条第8項 法施行規則第65条	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四　運営に関する基準	16　保険給付の申請に必要となる証明書の交付 　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	都条例第111号第180条（第25条準用）	□	□	□
	17　指定短期入所生活介護の取扱方針 （１）指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。	都条例第111号第175条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項	□	□	□
	（２）指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。		□	□	□
	（３）指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。		□	□	□
	（４）指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。		□	□	□
	（５）ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所者生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。		□	□	□
	（６）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。		□	□	□
	（７）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。		□	□	□
	（８）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じているか。（令和7年3月31日までの間は努力義務） ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	都条例第111号第175条第8項 都規則第141号41条の2	□	□	□
	② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。		□	□	□
	③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。		□	□	□
	（９）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	都条例第111号第175条第9項	□	□	□
	18　短期入所生活介護計画 （１）管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。 ※相当期間以上とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととするが、４日未満の利用者についても必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。	都条例第111号第180条（第156条第1項、第2項、第3項準用） 施行要領第3の8の4の(11)（第3の8の3の(6)参照）	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四　運営に関する基準	（２）短期入所生活介護計画は、既に居宅あサービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。また、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。		□	□	□
	（３）管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。		□	□	□
	（４）管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。		□	□	□
	（５）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか。		□	□	□
	（６）居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提出の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう努めているか。		□	□	□
	19　介護 （１）介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。	都条例第111号第176条第1項	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。	都条例第111号第176条第2項	□	□	□
	（３）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	都条例第111号第176条第3項	□	□	□
	（４）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	都条例第111号第176条第4項	□	□	□
	（５）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)～(4)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しているか。	都条例第111号第176条第5項	□	□	□
	（６）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	都条例第111号第176条第6項	□	□	□
	（７）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないが受けさせていないか。	都条例第111号第176条第7項	□	□	□
	20　食事 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	都条例第111号第177条第1項	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行っているか。	都条例第111号第177条第2項	□	□	□
	（３）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しているか。	都条例第111号第177条第3項	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四　運営に関する基準	（４）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。	都条例第111号第177条第4項	□	□	□
	21　機能訓練 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	都条例第111号第180条（第159条準用）	□	□	□
	22　健康管理 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。	都条例第111号第180条（第160条準用）	□	□	□
	23　相談及び援助 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例第111号第180条（第161条準用）	□	□	□
	24　その他のサービス提供 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。	都条例第111号第162条第1項、第2項	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		□	□	□
	25　利用者に関する区市町村への通知 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例第111号第180条（第30条準用）	□	□	□
	26　緊急時等の対応 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現に型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例第111号第180条（第163条準用）	□	□	□
	27　定員の遵守 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	都条例第111号第179条 都規則第141号第42条第2号	□	□	□
	28　地域等との連携 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	都規則第141号第180条（第165条準用）	□	□	□
	29　衛生管理等 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	都条例第111号第180条（第167条、第109条第1項、第2項準用） 都規則第141号第43条(第19条の2準用)	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四　運営に関する基準	30　非常災害対策 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的にこれらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	都条例第111号第180条（第167条、第110条準用）	☐	☐	☐
	31　掲示 （1）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、前段に規定する事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、前段の規定による掲示に代えることができる。	都条例第111号第180条（第167条、第33条準用）	☐	☐	☐
	（2）重要事項をウェブサイトに掲載しているか。		☐	☐	☐
	32　秘密保持等 （1）ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	都条例第111号第180条（第167条、第34条第1項、第2項、第3項準用）	☐	☐	☐
	（2）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		☐	☐	☐
	（3）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		☐	☐	☐
	33　広告 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。	都条例第111号第180条（第167条、第35条準用）	☐	☐	☐
	34　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	都条例第111号第180条（第167条、第36条準用）	☐	☐	☐
	35　苦情処理 （1）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置その他必要な措置を講じているか。	都条例第111号第180条（第167条、第37条第1項、第2項、第3項、第4項準用）	☐	☐	☐
	（2）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、（1）の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。		☐	☐	☐
	（3）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。				
	（4）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を区市町村に報告しているか。	施行要領第3の8の4の(11)（第3の8の3の(18)、第3の1の3の(28)参照）	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	（５）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		□	□	□
四　運営に関する基準	36　事故発生時の対応 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録その他必要な措置を講じているか。	都条例第111号第180条（第167条、第39条第1項、第2項準用） 施行要領第3の8の4の(11)（第3の8の3の(18)、第3の1の3の(30)参照）	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。		□	□	□
	（３）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。		□	□	□
	37　虐待の防止 ユニット型指定短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。 ②虐待の防止のための指針を整備すること。 ③短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第180条（第167条、第39条の2準用） 都規則第141号第43条（第37条、第4条の3準用）	□	□	□
	38　会計の区分 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第111号第180条（第167条、第40条準用）	□	□	□
	39　利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 指定短期入所生活介護事業者は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか。（令和9年3月31日までの間は努力義務）	都条例第111号第180条（第165条の2準用）	□	□	□
	40　記録の整備 （１）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	都条例第111号第180条（第166条第1項、第2項準用）	□	□	□
	（２）ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約の終了日から2年間保存しているか。 ①短期入所生活介護計画 ②都条例第111号第167条において準用する第23条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③都条例第111号第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④都条例第111号第167条において準用する第30条に規定する区市町村への通知に係る記録 ⑤都条例第111号第167条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑥都条例第111号第167条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五　変更の届出等	1　変更の届出等 （1）事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。	法第75条第1項、第2項	☐	☐	☐
	（2）事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を知事に届け出ているか。		☐	☐	☐
六　介護給付の算定及び取扱い	1　基本的事項 （1）指定短期入所生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 　ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	法第41条第4項 平12厚告19の1 平12老企39	☐	☐	☐
	（2）指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	平12厚告19の2	☐	☐	☐
	（3）１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	平12厚告19の3	☐	☐	☐
	2　夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 （1）別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注1	☐	☐	☐
	（2）（1）の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の97に相当する単位数を算定しているか。		☐	☐	☐
	3　身体拘束廃止未実施減算 　身体拘束等を行う場合の記録を行っていない、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催していない、身体拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注3 平27厚労告95の34の3の2	☐	☐	☐
	4　高齢者虐待防止措置未実施減算 　高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注4 平27厚労告95の34の3の3	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六　介護給付の算定及び取扱い	5　業務継続計画未策定減算 　業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注5 平27厚労告95の34の3の4	□	□	□
	6　生活機能向上連携加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算（Ⅱ）については1月につき、所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は１月につき所定単位数に加算する。 　次のいずれにも適合すること。 （１）生活機能向上連携加算（Ⅰ）のみ 　指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 （２）生活機能向上連携加算（Ⅱ）のみ 　指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 （３）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通 ①個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ②⑴、⑵の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。	平12厚告19の別表の8のロの注8 平27厚労告95の34の5	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六　介護給付の算定及び取扱い	7　機能訓練指導員に係る加算 　専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を１名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を１名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、１日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注9	□	□	□
	8　個別機能訓練加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、１日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注10 平27厚労告95の36	□	□	□
	9　看護体制加算 　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数に加算しているか。 　ただし、看護体制加算（Ⅰ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅲ）イ又はロを算定せず、看護体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、看護体制加算（Ⅳ）イ又はロを算定しない。	平12厚告19の別表の8のロの注11 平27厚労告96の12			
	※厚生労働大臣が定める施設基準 （１）看護体制加算（Ⅰ） ①常勤の看護師を１名以上配置していること。 ②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		□	□	□
	（２）看護体制加算（Ⅱ） ①当該事業所の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに１以上であること。 ②当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 ③定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		□	□	□
	（３）看護体制加算（Ⅲ）イ ①利用定員が29人以下であること。 ②指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前３月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の70以上であること。 ③（1）①及び②に該当するものであること。		□	□	□
	（４）看護体制加算（Ⅲ）ロ ①利用定員が30人以上50人以下であること。 ②（3）②及び③に該当するものであること。		□	□	□
	（５）看護体制加算（Ⅳ）イ ①（2）①から③まで並びに（3）①及び②に該当するものであること。		□	□	□
	（６）看護体制加算（Ⅳ）ロ ①（2）①から③まで、（3）②及び（4）①に該当するものであること。		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六　介護給付費の算定及び取扱い	10　医療連携強化加算 　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、１日につき所定単位数に加算しているか。 　ただし、在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のロの注12 平27厚労告95の37 平27厚労告94の20	☐	☐	☐
	11　看取り連携体制加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合、死亡日及び死亡日以前30日以下について、７日を限度として、１日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注13 平27厚労告95の37の2	☐	☐	☐
	12　夜勤職員配置加算 　別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を１以上上回っている場合）を満たすものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数に加算しているか。 　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （１）夜勤職員配置加算（Ⅱ） （２）夜勤職員配置加算（Ⅳ）	平12厚告19の別表の8のロの注14 平12厚告29の1のハ	☐	☐	☐
	13　認知症行動・心理症状緊急対応加算 　医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注15	☐	☐	☐
	14　若年性認知症利用者受入加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として１日につき所定単位数に加算しているか。 　ただし、13の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のロの注16 平27厚労告95の18	☐	☐	☐
	15　送迎加算 　利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅とユニット型指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき所定単位数に加算しているか。	平12厚告19の別表の8のロの注17	☐	☐	☐
	16　緊急短期入所受入加算等 　別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して７日（利用者の日常の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、１日につき所定単位数に加算することができるものであるが、適正になされているか。 　ただし、13の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のロの注19 平27厚労告94の21	☐	☐	☐
	17　連続して30日を超える日以降のユニット型短期入所生活介護費の算定 　利用者が連続して30日を超えてユニット型指定短期入所生活介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護について、ユニット型短期入所生活介護費を算定していないか。	平12厚告19の別表の8のロの注21	☐	☐	☐
	18　連続して30日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護事業所に入所している場合のユニット型短期入所生活介護費の算定 　連続して30日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、ユニット型指定短期入所生活介護を受けている利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護を行った場合は1日につき所定単位数から減算する。ただし、19を算定している場合は、算定しない。	平12厚告19の別表の8のロの注22 平27厚労告94の22	☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六　介護給付費の算定及び取扱い	19　連続して60日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護事業所に入所している場合のユニット型短期入所生活介護費の算定 　連続して60日を超えて同一のユニット型指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、ユニット型指定短期入所生活介護を受けている利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護を行った場合は、１の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に従い、所定単位数を算定する。 　単独型ユニット型短期入所生活介護を算定すべきユニット型指定短期入所生活介護を行った場合 　イ　要介護１ 　ロ　要介護２ 　ハ　要介護３ 　ニ　要介護４ 　ホ　要介護５	平12厚告19の別表の8のロの注23 平27厚労告94の22の2	□	□	□
	20　口腔連携強化加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算しているか。	平12厚告19の別表の8のハの注 平27厚労告95の34の6	□	□	□
	21　療養食加算 　次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして知事に届け出て当該基準による食事の提供を行うユニット型指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数に加算しているか。 （１）食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 （２）利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。 （３）食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われているか。	平12厚告19の別表の8のニの注 平27厚労告94の23 平27厚労告95の35	□	□	□
	22　在宅中重度者受入加算 　ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、１日につき所定単位数を加算しているか。 （１）看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。） （２）看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。） （３）看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロをいずれも算定している場合 （４）看護体制加算を算定していない場合	平12厚告19の別表の8のホの注	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六　介護給付費の算定及び取扱い	23　認知症専門ケア加算 　ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算しているか。 　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 （１）認知症専門ケア加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 ②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ③当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。	平12厚告19の別表の8のへの注 平成27厚労告95の3の5	□	□	□
	（２）認知症専門ケア加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①イの基準のいずれにも適合すること。 ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。		□	□	□
	24　生産性向上推進体制加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、利用者に対してユニット型指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	平12厚告19の別表の8のトの注 平27厚労告95の37の3	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六　介護給付費の算定及び取扱い	25　サービス提供体制強化加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。 　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定しない。 (1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※別に厚生労働大臣が定める基準 イ　サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (1)次のいずれかに適合すること ① 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。 ② 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が100分の35以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	平12厚告19の別表の8のチの注 平27厚労告95の38	☐	☐	☐
	ロ　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (1)指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		☐	☐	☐
	ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (1)次のいずれかに適合すること ①当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ②当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ③指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。		☐	☐	☐

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六　介護給付費の算定及び取扱い	26 介護職員等処遇改善加算 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 　算定した単位数の1000分の140に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 　算定した単位数の1000分の136に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 　算定した単位数の1000分の113に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 　算定した単位数の1000分の90に相当する単位数	平12厚告19の別表の8のリの注 平27厚労告95の39	□	□	□
	27　定員超過利用に係る減算 　利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。	平12老企第40号第2の2の(2)	□	□	□
	28　ユニットにおける職員に係る減算 　ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数を減算しているか。 　ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。	平12老企第40号第2の2の(5)	□	□	□
	29　ユニットケアに関する減算 　次に掲げる基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 （１）日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 （２）ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。	平12厚告19の別表の8のロの注2 平27厚労告96の11	□	□	□